

医療給付費分及び 後期支援金分保険料の改定のお知らせ

国庫補助金の見直しによる収入の激減並びに高齢者医療制度への支援金の負担増により、直近3ヵ年の単年度収支が毎年2億5千万円を超える大幅な赤字が続いていることから、第93回通常組合会において平成6年7月より22年間据え置いてきました医療分等保険料を改定することが承認されました。保険料の改定内容は以下の通りです。

①改定内容

●組合員・医療分保険料（月額）

年齢による区分	現 行	改定後
25歳未満	8,000円	9,000円
25歳から29歳まで	11,500円	12,500円
30歳から69歳まで	11,500円	14,500円
70歳から74歳まで	11,500円	13,500円

●家族・医療分保険料（月額）

一律保険料	現 行	改定後
一人当たり	2,500円	4,000円

●組合員及び家族・後期高齢者支援金分保険料（月額）

一律保険料	現 行	改定後
組合員	2,000円	3,000円
家族（一人当たり）	2,000円	（据え置き）

② 改定時期

平成29年4月分から。

保険料の改定は、組合員及びご家族が安心して暮らしていけるよう組合の収支バランスの是正を図り安定的な組合運営を行うためのものです。

組合員各位におかれましては、引き続き組合の事業運営にご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

〈組合員資格の適用の適正化について〉

職別国保に加入できる人

- 現在、建設業に従事しておられる人、及びそのご家族
- 規約に定める母体組合に所属されている人
- 住民票が規約に定める地区内*（地域）にある人
- ⑨ ただし、新規の法人事業所の事業主や従業員は新規加入することはできません。

※地区（地域）

●京都府：府内全市町村 ●滋賀県：大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市の区域のうち旧野洲町の区域、湖南市、甲賀市の区域のうち旧甲南町の区域、高島市の区域のうち旧高島町の区域、東近江市の区域のうち旧八日市市、旧五個荘町及び旧能登川町の区域 ●大阪府：大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、交野市、寝屋川市、堺市 ●兵庫県：神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、豊岡市、芦屋市、丹波市の区域のうち旧市島町の区域 ●奈良県：奈良市の区域のうち旧奈良市の区域、天理市、桜井市 ●三重県：伊賀市

健保適用除外承認申請の手続きはお済みですか

- 個人事業所から株式・有限会社等の法人事業所に事業形態を変更したとき
- 個人事業所で従業員を5人以上雇用する事実に至ったとき
- 法人事業所において、従業員を雇い入れたとき
- ◇ 上記に該当した場合、法律で社会保険（健康保険、厚生年金保険）が強制適用されます。ただし、年金事務所に健保適用除外承認申請を行い、承認を受けていただくことにより、健康保険は職別国保の被保険者として残ることができます。
- ⑨ 厚労省の通達により、やむを得ない場合を除き、事実の発生から14日以内に手続きをするように義務付けられていますので、ご協力をお願いします。

職別国保の組合員資格に適用しなくなったとき

- 転廃業等により、建設業に従事しなくなったとき
- 所属の母体組合を脱退したとき
- 社会保険の強制適用の事実が発生したにもかかわらず、健保適用除外承認申請（原則、14日以内）を怠ったとき
- ◇ 上記に該当した場合、速やかに、支部事務局に申し出て、職別国保の脱退手続きを行い、他の健康保険等への切り替えをお願いします。

届出書や申請書にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要です

平成28年1月からマイナンバーの利用開始に伴い、届出書や申請書には12桁のマイナンバーの記載が必要になりました。また、届出書などを提出する際には、各届出に必要な添付書類に加え「マイナンバー確認書類（個人番号通知カードの写し等）」と「組合員の本人確認書類（運転免許証の写し等）」の添付も必要です。

職別国保のホームページをご覧ください



職別国保の「保険給付」や「保健事業」に関するご案内を掲載しております。

「加入・脱退・変更」などの手続き方法や「職別国保だより」、「指定医療機関一覧」、「支部事務所一覧」なども掲載しており、様々な申請を行う際に必要な書類の印刷もできるようになっております。

新着情報や更新情報なども、随時、更新しておりますので、ご覧ください。

【URL】 <http://www.syokubetu-kokuho.or.jp/>

職別国保

検索

国保だより144号 同封物のお知らせ

□ 「2017年健康カレンダー」を同封しています。

毎月変わる心の健康情報（ストレスチェック、こころほっとポイント、リラクゼーションなど）が掲載された癒しの健康カレンダーを同封しておりますので、心の健康づくりにお役立てください。

□ 「今日から始める口腔ケア（パンフレット）」を同封しています。

歯科の定期健診は受診していますか。かかりつけ歯科医はおもちですか。歯周病になると食べ物が噛めなくなるだけでなく全身に悪影響を及ぼします。健康寿命を伸ばすためにも積極的に口腔ケアを行い、お口の中を健康に保ちましょう。

□ 「飲酒とこころの健康（パンフレット）」を同封しています。

アルコール依存症は長年にわたるお酒の飲み過ぎがもたらす進行性の病気です。依存症になると、健康を損ねるだけでなく社会的・経済的なトラブルを起こしやすく、仕事や家庭など自分の大切なものを失ってしまいます。この機会にお酒の飲み方を見直してみませんか。

□ 「半日ドックキャンペーンのご案内（京都工場保健会）」を同封しております。

※ キャンペーン期間は平成29年1月～3月です。